

平成4年 [1992年]

8月25日号

No.5

広報

お知らせ版

な か せ と

編集発行 / 中里村誌新編 〒948-84 中里村大字田沢己2133 電話 000257(83)9111 000257(83)2044



ねえ、式が終わったらどこへ行く?

帰省や夏休みを利用して気軽に成人式に出席してもらおうという配慮から、毎年お盆に行われている「真夏の成人式」が今年も15日、会場をユーモールに移して行われました。該当者のおよそ7割にあたる76名が出席し、村長の花むけの言葉に改めて成人の実感をかみしめていました。

シートベルト着用推進 キャンペーングッズ

最近、シートベルトを締めない方が増えています。衝突事故にあった場合、シートベルトを締めていなければ、死亡する危険性はかなり高くなります。平成三年では、ドライバリーの致死率(死傷者全体における死者の割合)は、シートベルト着用の場合は〇・三二%に対し、非着用の場合は三・一八%と高くなります。

また、シートベルト非着用の理由で最も多いのは、「近くだから」となっていますが、自動車乗車中の死亡事故は、運転開始後十分未満に全体の七十二・三%が、十分から三十分未満に三十五・四%が発生しています。

それでは問題です。
☆問一 シートベルトを締めていないで運転する場合、交通事故で死亡する危険性は締めている場合の

- ①約二倍 ②約五倍 ③約十倍
- ☆問二 運転開始後三十分未満に発生した自動車乗車中の死亡事故は、乗車中死亡事故全体の
- ①約20% ②約40% ③約60%

○賞品 正解者の中から厳正な抽選により

A コース 特定小電力型トランシーバー 三十名

B コース マスチデイスクプレーヤー 二十名

C コース パーソナルカラーテレビ 三十名

○応募方法 官製はがきに、希望の賞品コース名、グッズの答、あなたの住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記のうえ

〒106 東京都港区西麻布三十二四―二十 財日本交通安全普及協会「シートベルトグッズ」F係

まで、お送りください。

○応募期間 九月一日(火)から十月十五日(木)当日消印有効



シートベルトは正しく着用します

デイサービスセンター
職員募集

平成五年四月一日にオープン予定の在宅老人デイサービスセンター職員を募集します。

▼応募方法

- ①申込書に記入し、九月十四日(火)までに提出(郵送の場合は当日消印有効)
- ②申込書の希望職種欄に、下記職種のいずれかを記入してください。
- ③申込書の請求・提出先は中里村老人福祉センター内 社会福祉法人中里村社会福祉協議会です。

▼試験日時、内容

- ①第一次試験 作文試験
九月二十五日(金)午前九時受付 場所は老人福祉センター。
- ②第二次試験 面接
十一月月上旬から中旬ごろの予定。日時、場所については決定次第受験者に通知します。

▼勤務場所

中里村大字田沢戊七百二番地
 デイサービスセンター

▼給与

当法人給与規程によります。

職員の採用職種等は次表のとおりです。

| 職 種 | 採 用 予 定 数 | 資 格 ・ 免 許 | 年 齢 平5.4.1現在 | 主 な 職 種 内 容 |
|-------|--------------|------------------------|-----------------|------------------------------|
| 生活指導員 | 若干名 | 高校卒業程度以上の学力を有するか卒業見込の人 | 18～45歳 | 入所者の生活向上のための指導、相談、記録、その他の業務 |
| 寮 父 母 | 2名 | 健康で老人の介護に耐える体力と熱意のある人 | 18～45歳 | 入所者の介護、生活指導、生活記録、生活相談、その他の業務 |
| 看 護 婦 | 1名 | 看護婦又は准看護婦の資格を有する人 | 18～45歳 | 入所者の健康チェック、看護、介護、その他の業務 |
| 介 助 員 | 1名 | 健康で老人の介護に耐える体力と熱意のある人 | 18～45歳 | 入所者の日々送迎、介助その他の業務 |
| 給食調理員 | 1名 | 健康で調理に対する知識と熱意のある人 | 18～45歳 | 給食調理業務、入所者の介護業務、その他の業務 |

(注) すべての職種に普通自動車運転免許を有することを条件とします。

●お問い合わせは

中里村老人福祉センター内
 社会福祉法人中里村社会福祉協議会 電話63-2520番

ボクラは

新潟発掘隊

— 新潟県フォト「イン」 —

あなたの撮った写真で「新潟県フォトコンテスト」に参加しませんか。

新潟県の美しさ、楽しさ、素敵さ、そして知られざる姿を大募集。自由なアイデア、自由なアングルで「新しい新潟」を発掘してください。

●応募要項

●テーマ 新発見/新潟県。

今までの観光写真の概念に捕らわれず、自由な発想で各部門に添った新潟県の新しい魅力写真。平成四年七月～十月に撮影した作品に限ります。

●部門

- へ一般の部へ自然部門
- 観光部門(祭り、名所、旧跡など)
- 列車・車窓・駅舎部門
- 味覚部門
- ふれあい部門
- 自由部門
- 小・中学生の部
- ほくとわたしのふるさと部門

●応募サイズ 四ツ切カラー
 プリント

●応募先 千90新潟市新光町 四一

(社)新潟県観光協会内うる

おいの新潟大型観光キヤンペーン実行委員会又はフジカラー取扱い専門店

●締切り 十一月二十日(金)

●発表 十二月下旬。入選者には直接通知します。

●賞 グランプリ 一名

賞金十万円、賞状外

県知事賞 一名

賞金五万円、賞状外

観光協会賞 一名

賞金五万円、賞状外

以下、多数の賞があります。くわしいことはフジカラー取扱店にお問い合わせください。

傳電のお知らせ

九月十日(木) 午前三時三十分

から午前三時四十分

貝野の全域と田沢の一部を除く全域

九月十四日(月) 午前三時三十分

から午前三時四十分

貝野の全域と田沢の一部を除く全域

8月25日～9月11日
暮らしのカレンダー

| | |
|-------|---|
| 25(火) | |
| 26(水) | 住民健康健診事後指導会 |
| 27(木) | 住民健康健診事後指導会 |
| 28(金) | 住民健康健診事後指導会 |
| 29(土) | 住民健康健診事後指導会 |
| 30(日) | |
| 31(月) | 三種混合接種 総合センター 9:00～15:00 |
| 1(火) | 胃がん検診 保健センター 8:00～10:00 |
| 2(水) | 胃がん検診 重地構造改善センター 8:00～10:00 |
| 3(木) | 胃がん検診 倉俣生活改善センター 8:00～10:00 青空会 保健センター |
| 4(金) | 胃がん検診 保健センター 8:00～10:00 乳児検診 保健センター 13:00～ 心配ごと相談(根津敬) 老人福祉センター 13:30～16:00 |
| 5(土) | 胃がん検診 保健センター 8:00～10:00 |
| 6(日) | 村民バスケットボール大会 中里中体育館 村民テニス大会 清田山テニスコート |
| 7(月) | |
| 8(火) | |
| 9(水) | |
| 10(木) | 交通事故相談所 十日町市役所 10:00～15:00 |
| 11(金) | 胃がん検診 保健センター 8:00～10:00 |

*変更する場合があります。ご利用の際は確認をお願いします。

休日救急医

8/30 池田医院 ☎52-2581 (十日町市)

9/6 上村病院 ☎63-2111 (中里村)

9/13 津南病院 ☎65-3161 (津南町)

9月9日は「救急の日」です

◎救急車の適正な利用方法について
救急車が出動する場合は、消防法に定められております。

災害による事故等

- ①災害により生じた事故
- ②公衆の出入りする場所において生じた事故

災害による事故等に準じる場合

- ①屋内において生じた事故(住宅内の事故等)
 - ②生命に危険を及ぼし、若しくは著しく悪化するおそれがあると認められる症状を示す疾病
- ただし、この場合当該事故その他の事由による傷病者を医療機関その他の場所に迅速に搬送するための適当な手段がない場合とされています。自家用車又はタクシーを使用できる場合は、救急の対象にはなりません。病院等の照会連絡をいたしますので57-1555へ電話してください。

◎救急要請の方法(199番のかけ方)

- (1)場所(町名)目標物
- (2)氏名・年齢・性別
- (3)症状、既往症等
- (4)かかりつけの病院
- (5)通報者名、電話番号
- (6)案内人を出す

交通止のお知らせ

国道353号線田中・小原間の一部が、下水道工事のため9月1日から当分の間交通止になります。村道へお回りください。

今月の納税と振替日

- 村県民税 (8月31日)
- 国民健康保険税 (8月31日)
- 国民年金保険料 (8月25日)
- 保育料 (8月31日)

国民健康保険法の改正により

国保税が 下がります

四月一日

おがのほしで適用

国民健康保険法の改正を受け、中里村の国民健康保険税が四月一日にさかのぼって下がります。

主な改正点は次の二点です。

- 国民健康保険会計で支出していた職員の給与費が、一般会計から支出されることになったこと。
- 全額が国民健康保険会計の支出となっていた助産費を、一般会計で三分の二の負担を行うことになったこと。



このほか、この二一三年の国民健康保険会計の財政事情等も考慮した結果、税額を計算する際の基礎となる数値が、次のように変わり、保険税が下がることになりました。

した。

○税率の引き下げ

所得割額

七・五八% → 四・三〇%

資産割額

六〇・五九%

↓ 三九・八四%

○税額の変更

均等割額

二万一千百四十八円

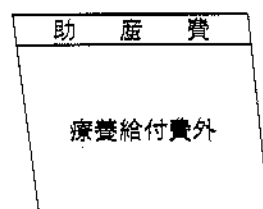
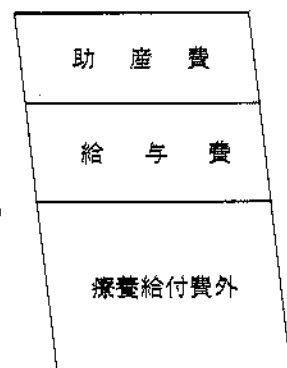
平均割額

一万八千九百五十四円

平均割額

二万五千五百円

二万七千九百二十一円



これからの経費

今までの経費

中里村国民健康保険医療の状況

1. 被保険者数及び加入状況

| 区分 | | 平成2年度年間平均 | 平成3年度年間平均 | 比較 | 3年度加入率 | |
|-------|----------------|-----------------|-----------|----------|---------|---------|
| 世帯数 | | 1,016 世帯 | 987 世帯 | △ 29 世帯 | 60.48 % | |
| 被保険者数 | 総数(全体) A | 3,163 人 | 2,928 人 | △ 235 | 43.53 % | |
| | 退職被保険者 B | 125 | 131 | 6 | (4.47) | |
| | 一般被保険者 (A-B) C | 老人保健医療給付対象者 D | 569 | 543 | △ 26 | (18.55) |
| | | 上記以外のもの (C-D) E | 2,469 | 2,254 | △ 215 | (76.98) |
| 県平均計 | | 775,323 | 748,577 | △ 26,746 | 31.0 | |

※ 世帯数、被保険者数は社会保険加入により減少しています。

2. 1人当たり診療費及び1人当たり入院診療費

() 内は県平均

| 区 分 | | 平成 2 年 度 | | 平成 3 年 度 | | 診療費 1 人 当たり比較 | |
|-----------------------|--------------------------|------------------------|----------------------|-----------|------------|------------------|--------|
| | | 1人当たり診療費 | 1人当たり入院診療費 | 1人当たり診療費 | 1人当たり入院診療費 | | |
| 被 保 険 者 数 | 総 数 (全体) A | (218,994) 円 215,133 | 107,842 円 | 243,138 円 | 126,980 円 | 19,138 円 | |
| | 退 職 被 保 険 者 B | (253,186) 228,734 | 51,849 | 266,749 | 81,240 | 29,391 | |
| | 一 般 被 保 険 者 (A-B)C | 老人保健医療 給付対象者D | (500,864) 490,216 | 275,177 | 580,914 | 355,460 | 80,283 |
| | | 上記以外のもの (C-D) E | (136,431) 151,050 | 72,113 | 160,394 | 74,596 | 2,483 |

※ 診療費とは入院・入院外・歯科・施設入所も含まれます。

※ 全国的に医療費の増加要因として次のようにいわれています。

- (1) 診療報酬の引上げ
- (2) 成人病の比重が増し、高血圧、糖尿病といった手間のかかる病気、あるいは「治す」というより「付き合う」という病気が増えている。
- (3) 人生80年といわれるように、医学の進歩による寿命の延び。
- (4) CTスキャナー等、高度先進医療の保険の導入。
- (5) 投薬や検査の過剰。
- (6) 療養取扱機関、医師数、病床数の増加。

3. 受診率の状況 (レセプト件数÷被保険者数)

() 内は県平均

| 区 分 | | 平成 2 年 度 | | 平成 3 年 度 | | |
|-----------------------|--------------------------|----------------------|------------------------|----------|----------|--------|
| | | 受 診 率 | 入院受診率 | 受 診 率 | 入院受診率 | |
| 被 保 険 者 数 | 総 数 (全体) A | (781.10) 697.98 % | 33.35 % | 732.68 % | 38.59 % | |
| | 退 職 被 保 険 者 B | (1,179.70) 910.40 | 15.20 | 854.96 | 19.08 | |
| | 一 般 被 保 険 者 (A-B)C | 老人保健医療 給付対象者D | (1,446.90) 1,131.30 | 81.37 | 1,159.30 | 101.84 |
| | | 上記以外のもの (C-D) E | (752.40) 585.10 | 73.21 | 622.80 | 24.49 |

4. 1件当たり医療費の額 (医療費÷レセプト件数)

() 内は県平均

| 区 分 | | 平成 2 年 度 | | 平成 3 年 度 | | 診療費 1 人 当たり比較 | |
|-----------------------|--------------------------|--------------------|--------------------|----------|-----------|------------------|-------|
| | | 診 療 費 | 入 院 | 診 療 費 | 入 院 | | |
| 被 保 険 者 数 | 総 数 (全体) A | 30,822 円 | 323,321 円 | 33,185 円 | 329,024 円 | 2,363 円 | |
| | 退 職 被 保 険 者 B | (20,879) 25,125 | 341,115 | 31,200 | 425,703 | 6,075 | |
| | 一 般 被 保 険 者 (A-B)C | 老人保健医療 給付対象者D | (33,006) 41,563 | 338,176 | 50,109 | 349,032 | 7,150 |
| | | 上記以外のもの (C-D) E | (20,071) 25,816 | 310,728 | 25,753 | 304,600 | △ 63 |

※ 総数の診療費を1件当たりで見ると2,363円の増加となり、退職被保険者では件数が少ないのに大きな病気等があると1件当たりが大きく増えてきます。

※ 70歳以下は、この2年間で横ばいとなっています。

5. 保険税と保険給付 (保険者負担額)

| 区 分 | 平成 2 年 度 | | | 平成 3 年 度 | | | 3年度1人当たり保険税 保険給付 |
|-------------|-----------|----------|-----------|-----------|----------|-----------|---------------------|
| | 世帯当たり | 1人当たり | 1人当たり保険給付 | 世帯当たり | 1人当たり | 1人当たり保険給付 | |
| 一 般 被 保 険 者 | 214,905 円 | 68,046 円 | 134,529 円 | 213,983 円 | 71,184 円 | 139,190 円 | 51.14 % |
| 退 職 被 保 険 者 | | 92,959 | 193,993 | | 92,371 | 226,004 | 40.87 |
| 合 計 | | 69,031 | 136,879 | | 72,132 | 146,391 | 49.27 |
| 県 平 均 | 157,699 | 63,964 | | | | | |

※ 保険税は、県内市町村の格差があり、平成2年度では県内最高は青海町80,039円があります。一般的にいえることですが、国民健康保険は低所得者の加入割合が高いため、中堅所得者の保険税負担が加重となり、被保険者1人当たり保険税は政管健保の2倍に達しているといわれています。こうしたなかで国では、負担の公平を図る一環として税負担の平準化を実施することを今後の課題としています。格差の要因として、①医療費の格差②所得の格差③賦課方法の相違が考えられます。